

雇用調整助成金制度の見直しについて

★ **NEW** については、政府の経済危機対策を受けて、平成21年6月8日から実施。

1 助成金の支給対象が広がりました！

▶対象労働者の拡大

雇用保険被保険者期間6か月以上の労働者を対象としていましたが、期間を問わず被保険者全員が対象となり、新規学卒者等も利用できるようになりました。

▶生産量要件の見直し

従来、原則として「生産量」により事業活動の縮小を確認していましたが、「売上高又は生産量」により確認できるようになりました。

▶特例短時間休業を支給対象に追加

1時間単位で休業する場合は、事業所の被保険者全員がいつせいに休業する必要がありましたが、労働者ごとに1時間単位で休業することが可能となりました。

▶助成対象となる教育訓練の要件緩和と基準の見直し **NEW**

教育訓練の対象範囲については、既に幅広く認められるよう要件緩和していますが、新たに事業所内における訓練について、半日単位の実施も可能となりました(ただし、訓練費は半額)。

▶在籍出向者の休業等を支給対象に追加 **NEW**

在籍出向者が出向先において休業等をした場合は対象外でしたが、出向元と休業等協定を結ぶこと、出向元において支給要件を満たすこと等により、利用可能となりました。

2 助成金額がUPしました！

▶教育訓練費がUP

- ・大企業 1,200円→4,000円 **NEW**
- ・中小企業 1,200円→6,000円

▶解雇等を行わない場合は助成率がUP

- ・大企業 2/3→3/4
- ・中小企業 4/5→9/10

▶支給限度日数がUP

- ・1年間 200日→撤廃 **NEW**
- ・3年間 150日→300日

▶障害のある人に係る助成率がUP

- ・大企業 2/3→3/4 **NEW**
- ・中小企業 4/5→9/10 **NEW**

助成金の支給までの資金繰りについては、中小企業庁・金融庁から政府系を含む金融機関に対して協力を要請しています。^{※1} 個別のご相談については、助成金の申請を行っていることが確認できる書類をご持参の上、全国900箇所に設置されている「緊急相談窓口^{※2}」にご相談ください。

※1 日本政策金融公庫では、雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金等)の届出が受理された企業に向けた低利融資(地域活性化・雇用促進資金)を5月11日より実施しています。

※2 中小企業庁のホームページを参照：<http://www.chusho.meti.go.jp/>

3 支給申請がしやすくなりました！

▶支給対象となる休業等から、時間外労働等を行った時間数を相殺して支給額を決定していましたが、この取扱いを廃止しました。

▶計画届の変更について、休業等協定の変更を伴わない場合に限り、郵送、FAX、メール等により行うことが可能になりました。 **NEW**

▶申請様式について、一部の支給申請書等を除いて、所定の事項が記載されていれば、事業所が作成した任意の様式により申請することが可能になりました。

★詳細については、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください★



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク(公共職業安定所)

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金について

～雇用する労働者に対し休業、教育訓練又は出向を行い、その雇用の維持を図る事業主を支援します～

◆助成金の概要◆

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図る場合、その賃金等の一部を助成します。

◆支給対象◆

- ◎支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- ◎支給対象労働者：雇用保険被保険者（被保険者であった期間は問いません）

◆支給要件◆

- ①最近3か月の生産量、売上高等の指標がその直前3か月又は前年同期と比べて5%以上減少していること（中小企業で前期決算等の経常損益が赤字の場合、5%未満の減少でも可能）
- ②実施する休業、教育訓練及び出向が労使協定に基づくものであること（計画届の提出時に協定書の提出が必要）等

◆受給手続き◆

本助成金は事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間（賃金締切期間）ごとに事前に計画届を提出することが必要です。支給申請期間は判定基礎期間終了後1か月以内です。（下記イメージ参照）

助成内容

大企業（雇用調整助成金）

- 休業、教育訓練、出向に係る費用の助成率：2/3
→（障害のある人の休業等及び出向については、3/4）
- 教育訓練実施に係る加算額：4,000円

中小企業（中小企業緊急雇用安定助成金）

- 休業、教育訓練、出向に係る費用の助成率：4/5
→（障害のある人の休業等及び出向については、9/10）
- 教育訓練実施に係る加算額：6,000円

解雇等を行わない場合

$2/3 \Rightarrow 3/4$
 $4/5 \Rightarrow 9/10$

※解雇等は雇止め、派遣労働者の中途契約解除等を含みます。
※教育訓練実施に係る加算額を除いた日額は7,730円が上限。

助成金の受給手続きのイメージ



★詳細については、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください★



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク(公共職業安定所)

残業削減雇用維持奨励金のご案内

(雇用調整助成金制度)

～残業削減により労働者の雇用を維持する事業主を支援します～

◆助成金制度の概要◆

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、その雇用する労働者や役務の提供を受けている派遣労働者の雇用の安定を図るため、残業時間を削減して雇用の維持等を行う事業主の方に助成を行います。

◆支給手続き等◆

本奨励金を受給するためには、労働組合等との間に残業削減に関する書面による協定を締結し、当該書面の写しを添えた残業削減計画届を事前に提出する必要があります。本奨励金の支給は、事業主の指定した対象期間(1年間)の初日から6か月ごとに区分した判定期間ごとに2回に分けて行い、支給申請期間は当該判定期間の末日の翌日から起算して1か月となります。

◆支給額◆

支給額は、各判定期間の末日時点における有期契約労働者及び役務の提供を行う派遣労働者1人当たり、判定期間ごとに以下のとおりです。(ただし、上限はそれぞれ100人とし、残業削減計画届の提出日の翌日以降に新たに雇い入れられた人等は対象となりません。)

中小企業事業主

中小企業事業主以外の事業主

〔有期契約労働者〕

15万円(年30万円)

10万円(年20万円)

〔派遣労働者〕

22.5万円(年45万円)

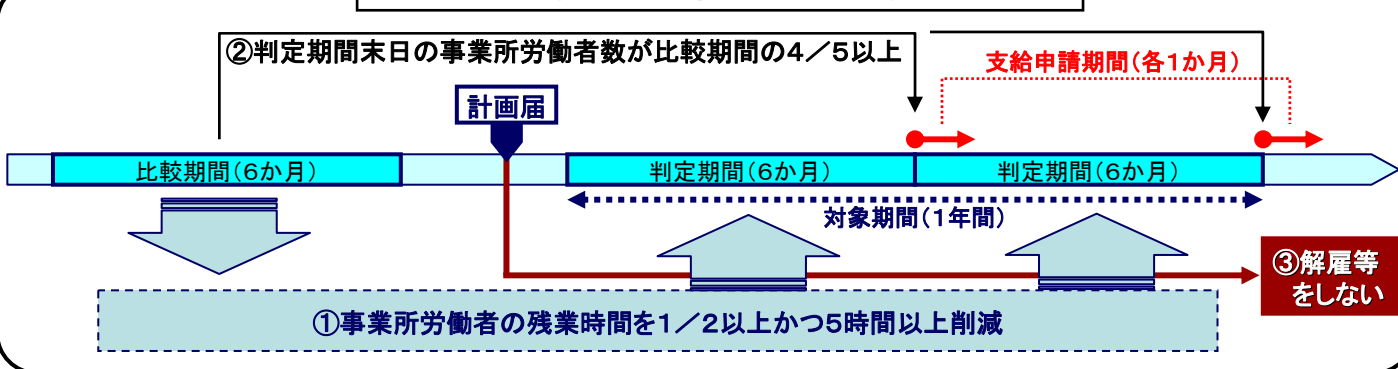
15万円(年30万円)

◆支給要件◆

本奨励金は、売上高又は生産量等の指標の最近3か月間の月平均値がその直前の3か月又は前年同期に比べ5%以上減少している事業所(中小企業の場合は直近の決算等の経常損益が赤字であれば5%未満でも可)の事業主に対し、それぞれの判定期間において、以下の支給要件を満たした場合に支給します。

- ① 判定期間における事業所労働者(事業所の雇用保険被保険者及び事業所に役務の提供を行う派遣労働者)1人1月当たりの残業時間が、比較期間(計画届の提出月(賃金締期間)の前月又は前々月から遡った6か月間)の平均と比して $1/2$ 以上かつ5時間以上削減されていること
- ② 判定期間の末日における事業所労働者数が、比較期間の月平均事業所労働者数と比して $4/5$ 以上であること
- ③ 計画届の提出日から判定期間の末日までの間に事業所労働者の解雇等(解雇予告、有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。)をしていないこと

残業削減雇用維持奨励金の支給イメージ



★詳細については、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください★



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク(公共職業安定所)